

ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方
答申(案)に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和4年12月21日(水)～令和5年1月16日(月)
案件番号:145210013

意見提出者一覧
意見提出者 16件(法人:12件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	個人A	9	株式会社NTTドコモ
2	個人B	10	ソフトバンク株式会社
3	個人C	11	中部テレコミュニケーション
4	東日本電信電話株式会社	12	株式会社オプテージ
5	西日本電信電話株式会社	13	KDDI株式会社
6	日本電信電話株式会社	14	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
7	楽天モバイル株式会社	15	アルテリア・ネットワークス株式会社
8	JCOM株式会社	16	個人D

・ 総論

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● 新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ ブロードバンドサービスは、Society5.0時代やwith/afterコロナの時代において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等、国民生活を営むにあたって不可欠なものとなっていくものと認識しており、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向けて、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。</p> <p>○ また、ブロードバンドサービスの維持等の方策について、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者にサービス提供の責務を課すのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担う制度とすることで、国民全体の負担額が抑制される整理となったことに賛同します。</p> <p>【日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>○ ブロードバンドサービスの「基礎的電気通信役務化」を行う上で、不採算地域における「維持」等のための交付金制度とすることは、これまで民間主導の活発な設備競争により整備が進められてきたブロードバンドサービスの公正競争の確保の観点から適当であると考えます。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>		

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>意見 2</p> <p>● NTT東日本・西日本は、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考え。</p>	<p>考え方 2</p>	
<p>○ 上記の議論を踏まえ、NTT東西は、政府のデジタル田園都市国家構想や持続可能な地域社会の実現等に貢献するべく、FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担うことに加え、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金による必要十分で過大でない支援を早期に利用可能としていただき、それらを活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持の担い手として積極的に取り組んでいく考えであり、持株会社としても、そうした取り組みの支援を行っていく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。</p>	
<p>○ 上記の議論を踏まえ、当社は、FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担っていくとともに、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を早期に利用可能としていただき、それらを活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考えです。さらには、こうした基盤を活かしたサービス、ソリューションの提供を通じて、政府のデジタル田園都市国家構想や持続可能な地域社会の実現等に貢献してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>意見3</p> <p>● ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、社会環境の変化や、新しい技術の進展を踏まえ、技術中立的な制度設計を志向し、今後も柔軟に見直していくことが必要。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 最後に、将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体（電気・水道・交通等）の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく必要があると考えます。ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、そうした社会環境の変化に加え、6G等の無線技術や衛星コンステレーション等の新しい技術の進展も踏まえた上で、技術中立的な制度設計を志向し、今後も柔軟に見直していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 答申（案）65頁のとおり、本制度が我が国を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応していくため、総務省においては、今後も、本制度の在り方について適時適切に議論を行っていくことが必要であると考えます。</p>	
<p>○ 最後に、将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体（電気・水道・交通等）の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく必要があると考えます。その際、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、6G等の無線技術はもちろん、衛星コンステレーション等の新しい技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		<p style="text-align: center;">無</p>

・はじめに

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>意見 4</p> <p>● ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法であることを前提に、基礎的電気通信役務の範囲を含め制度上の手当が必要最小限となるべきであることを明確にすべき。</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>○ 通信基盤の整備及び料金の低廉化や提供地域の拡大等の利便性の向上は、競争により促進を図ることが第一であり、ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法のひとつ（※1）とされています。</p> <p>○ その点、今回の検討は、過去の答申で示された補完的手法が必要とされる理由・背景（※2）の存在を契機として開始され、これらを前提に、基礎的電気通信役務の範囲を含め制度上の手当が必要最小限となるべく進められた認識です。</p> <p>○ とりまとめに当たっては上記を明確にすべきであり、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>我が国においては、電気通信事業者による競争を通じた電気通信サービスの普及を基本としつつ、補助事業等を活用した民間事業者等によるインフラ整備の結果、FTTHの世帯カバー率が2022年3月末時点で99.7%（見込値）となるなど、世界最高レベルのブロードバンド基盤が実現されている一方、条件不利地域等では基盤維持を担うステークホルダーに大きな財政的負担が生じている等、今後はブロードバンド基盤について「整備」から「維持」フェーズに入ることを見据え、人口減少社会においても光ファイバ等を維持することが可能な枠組みが必要とされてきた。</p> <p>（中略）</p> <p>その後、総務省では、第208回国会において、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を提出し、同法案では、総務省令で定めるブロードバンドサービスを第二号基礎的電気通信役務（以下「二号基礎的役務」という。）とし</p>	<p>○ 基礎的電気通信役務は、電気通信事業法第7条において、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」と定義され、基礎的電気通信役務の範囲はこの規定に従って判断されるものです。</p> <p>○ また、同条において、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、「その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない」と規定され、その提供の確保のため、契約約款の届出義務、届出契約約款に基づく役務提供義務や技術基準適合維持義務等が課されています。</p> <p>○ 他方、過去の答申においてユニバーサルサービス制度が競争を補完する趣旨は、競争が働かない不採算地域において、基礎的電気通信役務の安定的な提供を確保するため、交付金制度が競争を補完する役割を果たすと考えられたからです。</p> <p>○ こうした趣旨を踏まえると、答申（案）の記載を修正することは不相当であると考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の 修正の 有無
<p>て、競争を補完する電気通信事業法上の基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）の新たな類型に位置付け（後略）</p> <p>（※1）「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申（2019年12月17日）P. 7</p> <p>我が国においては、電気通信事業者による競争を通じた電気通信サービスの普及を基本としつつ、それを補完するものとして、様々な基盤整備等に係る取組が講じられている。具体的には、国民生活にとって不可欠な電話サービス等の維持について、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）及び電気通信事業法の関連規定からなる「ユニバーサルサービス制度」を設けるとともに、条件不利地域における光ファイバ整備等について、予算措置等の支援策を講ずる等の対応が取られてきた。</p> <p>（※2）「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申（2019年12月17日）P. 24</p> <p>ブロードバンドサービスを巡る当面の課題として、条件不利地域等においては、いまだ未整備エリアが解消されておらず、また、整備済みエリアにおいても、基盤の維持・更新等に大きな役割を担う自治体に大きな財政的負担が生じていることが指摘されている。これらは、ブロードバンドサービスが果たす役割の重要性に照らし、早急に取り組むべき課題であり、必ずしも制度的対応を待つことなく、予算措置等により機動的に支援を行っていくことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		

・ 2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>(1) FTTH及びCATV(HFC方式)以外に想定される役務について ①基本的な考え方について</p>		
<p>意見5 ● 当面はFTTHのみを二号基礎的役務に位置付けるべき。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 経年劣化と同軸市場縮小で維持費が高くなっていくHFCに補助金を入れるのは光ファイバー化の抑制となるため反対である。当面は仕方ないにしても補助金は光ファイバー区間の維持費のみにすべきと考える。また5G固定無線(FWA)もまだ始まったばかりで実績が少ないため議論をするのは時期尚早に思われ、上と同じく当面は光ファイバー区間の維持費のみにすべきと考える。なお自分の理解では5Gではローカルブレイクアウトを駆使しても固定回線並の信頼性にはなり得ず、再度の議論は次世代の5G Advanced以降で必要になると思っている。 【個人A】</p>	<p>○ 答申(案)11頁のとおり、将来の人口減少を想定し、効率的かつ柔軟な電気通信ネットワークの発展を目指し、技術中立的な制度設計を行う観点から検討した結果、FTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式(以下「CATV(HFC方式)」という。)と一定程度代替可能なワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を第二号基礎的電気通信役務(以下「二号基礎的役務」という。)として位置付けることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見6 ● 二号基礎的役務として維持される役務は、技術中立性を確保し、ネットワークの効率的な整備・維持がなされることが適当。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 無線通信技術の著しい進展や将来的に想定される人口減少等の技術・社会環境の変化を想定すれば、二号基礎的役務として維持される役務については、技術中立性を確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することで、ネットワークの効率的な整備・維持がなされることが適当と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 二号基礎的役務の範囲については、将来の人口減少を想定し、効率的かつ柔軟な電気通信ネットワークの発展を目指し、技術中立的な制度設計を行う観点から、今回は、FTTH、CATV(HFC方式)及びこれらに相当するワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)とすることが適当としたところです。 ○ 答申(案)65頁のとおり、本制度が我が国を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応し</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
	ていくため、今後も、本制度の在り方について適時適切に議論を行っていくことが必要であると考えます。	
(1) FTTH及びCATV(HFC方式)以外に想定される役務について ②ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)について		
意見7 ● ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を二号基礎的役務に位置付けることに賛同。	考え方7	
○ ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を二号基礎的役務に含めることは、将来の人口減少を想定し、効率的かつ柔軟な電気通信ネットワークの発展や技術中立的な制度設計を行う観点や支援区域のブロードバンド整備に当たって「コストミニマム」となる最適な手段を選択し、国民負担の軽減にも資すると考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	○ 頂いた御意見は、答申(案)に対する賛同意見として承ります。	
○ ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を二号基礎的役務に含めること、FTTH及びCATV(HFC方式)の場合と異なる技術基準等を設ける必要は無いとことに賛同します。ユニバーサルサービス基金の肥大化を避ける観点や、5Gなどの技術的進展が見込まれることから、有線ブロードバンドと同等の品質であるワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)については、より積極的な活用がなされるべきと考えます。 ○ CATV業界においては、一部の事業が不採算地域の通信手段として、地域BWAを活用している事例があります。また、ローカル5Gについても積極的に進めており、実証事業に止まらず、商用のFWAサービスを開始した事業者もある状況です。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		無

意見	考え方	本文の修正の有無
(1) FTTH及びCATV(HFC方式)以外に想定される役務について ③ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)について		
意見8 ● ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位置付けることを要望。	考え方8	
<p>○ この点、技術革新や地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コスト削減効果が期待され、ネットワークを効率的に整備・維持が可能とする観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)においても、基礎的電気通信役務として位置づけることを視野に入れ、引き続き検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 答申(案)15頁、16頁のとおり、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供は、技術中立性を確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コスト削減効果が期待されることから、ネットワークの効率的な整備・維持を行うことが可能となるとともに、ブロードバンドサービスの更なる普及・拡大にも繋がると考えられます。</p> <p>○ 他方で、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となります。</p> <p>○ なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がカバーするエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」として認められる地域が過度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなることも懸念され、この点についても整理が必要となります。</p>	無

意見	考え方	本文の修正の有無
	○ これらの点について、引き続き総務省において検討を深めることが必要と考えます。	
意見9 ● ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供に関してNTT法の自己設置設備要件の緩和を希望。	考え方9	
○ 当社としては、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持の担い手として積極的に取り組んでいく考えです。その際、二号基礎的役務としてワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）等による提供が可能となれば、より一層、効率的な整備・維持が可能となると考えられることから、NTT法の自己設置設備要件を緩和していただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けることについての御意見については、考え方8と同様です。 ○ また、NTT法の自己設置設備要件（NTT法第2条第5項）の緩和に当たっては、①NTT東日本・西日本が、電電公社の時代に整備された全国規模の線路敷設基盤を受け継いでいること、②NTT東日本・西日本が自ら電気通信設備を設置・運用することにより、他者の経営判断にかかわらず、一定の品質水準で電気通信役務の継続的な提供の確保が可能であること等の観点から、引き続き総務省において検討を深めることが必要と考えます。	無
意見10 ● NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供を検討する場合は、慎重に検討すべき。	考え方10	
○ NTT東・西によるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供を検討する場合には、NTT東・西の地域電気通信業務（本来業務）が、NTT法の自己設置設備要件を通じて、「ナショナル・ミニマム」としての安定的・継続的な提供が求められていること（※1）を踏まえ、ワイヤレス固定電話のように限られた地域における例外的な提供を前提とするとともに、以下のような制度的な課題も含めて慎重に検討することが必要です。 ・NTT法上の責務・義務（第2条、第3条）との関係	○ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付ける検討を行う場合の御意見及びNTT東日本・西日本からの御意見については、考え方9と同様です。	無

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>上述のとおり、NTT東・西の地域電気通信業務（本来業務）は、「ナショナル・ミニマム」としての安定的・継続的な提供を確保するため、自己設置設備要件が課されていること、ラストリゾート責務（国民生活に不可欠な役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する責務）の在り方や、地域電気通信業務（本来業務）と活用業務との関係性等について整理が必要。なお、現状のフレッツ光においても、アクセス回線（NTT東・西が提供）とインターネット接続（ISP事業者が提供）は分離されており、ISP業務は安易に活用業務として認められるべきものではない認識（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二号基礎的電気通信役務に位置付けるのかどうか 位置付けることで、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」が過度に少なくなり、本来の目的である光ファイバ等の維持が図られなくなるおそれ。 ・ 第二種交付金の支援対象になるのかどうか ワイヤレス固定電話については、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を交付金による補填額に反映する必要があるとされ、原則ワイヤレス固定電話の回線分を補填額から控除する整理（※3）となっている。仮にNTT東・西がワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を提供する場合に、その提供を認める目的や効果等も踏まえて、交付金の支援対象になるのかどうかについて整理が必要。 <p>など</p> <p>※1：「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」中間答申（令和元年8月29日）P. 34 （略）いわゆる自己設備設置要件については、公正競争上の理由に加え、区域内通信が、電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤や加入者回線設備等のボトルネック設備を前提とする業務であり、NTT 東西がこれらの基盤を公社から独占的に継承した点を踏まえ、NTT 東西に対し、他者が撤退してもサービス提供を維持する「ナショナル・ミニマム」としての設</p>		

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>備設置を義務付ける趣旨と考えられる。</p> <p>※2：「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドラインの策定」（平成23年11月17日）別添3 提出された意見等に対する総務省の考え方（考え方12）</p> <p>（略）ご指摘のように、例えば、NTT東西が独占的に設置している端末系伝送路設備と不可分一体として提供されるISP業務や、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」に反する方法で提供されるモバイル業務といったように、ISP業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定されるものであることから、仮に、これらの業務を営むことについての届出があった場合であっても、法改正前と同様に、届出に係る業務がNTT法第2条第5項に規定する範囲内で営まれることについて、厳密な確認が必要であると考えられる。</p> <p>※3：「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（令和4年9月20日）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東西殿」という。）により提供される予定のワイヤレス固定電話は、日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT法」という。）第3条のユニバーサルサービス義務の存在を前提に、当該義務の履行に支障を生じさせるおそれがあることを要件として、法改正によりNTT法第2条第5項の自己設置設備要件を例外的に緩和したことで実現されるものです。</p> <p>○ 現状のNTT法の規定を踏まえれば、NTT東西殿がワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を提供できる余地はなく、仮にNTT東西殿による当該役務の提供の整理に着手するのであれば、これに先立ちブロードバンドサービスに関してラストリゾート責務をNTT東西殿に課することが前提であると考えます。</p>		

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>以上を踏まえ、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】 その一方で、NTT東日本・西日本がワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を提供するには、ワイヤレス固定電話の成立趣旨やNTT法の自己設置設備要件（NTT法第2条第5項）及びユニバーサルサービス義務（NTT法第3条）との関係を含め、他事業者の無線設備を用いてワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を提供することについて整理が必要となる。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>○ 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項ただし書の規定により、NTT東西には、総務大臣の認可を受けた場合に限り他社設備を用いたワイヤレス固定電話の提供が認められていますが、あくまでこれは例外的な措置であり、同項本文の規定に基づき自己設備でその提供を行うことが基本であると認識しております。</p> <p>○ 本答申案P16において、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）における扱いにつき「引き続き検討を深めることが必要」とありますが、その際には、上記の点に留意しつつ、慎重な議論が行われるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>○ 第二号基礎的電気通信役務の範囲として、NTT東日本・西日本殿によるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供を検討する場合には、ワイヤレス固定電話のように限られた地域における例外的な提供を前提とする必要があると考えます。</p> <p>○ 電話に関するユニバーサルサービス制度では、NTT東日本・西日本殿によるワイヤレス固定電話の提供は、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保するために、例外的な措置として他社設備を用いた提供が認められていることから、NTT東日本・西日本殿によるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供の検討においても、極限的な不採算地域等、有線ブロードバンドの提供が極めて不経済</p>		

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>になると考えられる場合に限り、例外的に提供が認められるような制度設計が必要と考えます。</p> <p>○ また、当該地域等において、電話に関するユニバーサルサービス制度による交付金と、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度による交付金との関係性についても今後検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>		
<p>(1) FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務について</p> <p>④モバイルブロードバンド（モビリティのあるサービス）について</p>		
<p>意見11</p> <p>● モバイルブロードバンドは、通信が不安定であるため二号基礎的役務と位置付けることは適当でない。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ モバイルブロードバンドに関しては二号基礎的役務と位置付けることは適当ではないとすることについて、本答申（案）に賛同します。なお、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）については、当該役務が固定ブロードバンド専用構築された無線回線を用いたり、接続先を特定世帯に限定して通信品質を確保するための取組を行っていたりすることからモバイルブロードバンドとは異なるものと明確に区別する前提において、二号基礎的役務に含めることは制度の趣旨に照らして妥当なものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ モバイルブロードバンドについては、答申（案）20頁のとおり、不特定多数のユーザーが接続してトラフィックが集中した場合、通信の安定性を欠く懸念があり、また、移動しながらサービスを利用する場合、制御する基地局が切り替わることに伴い通信の途切れが想定される等の理由から、今般の対応としては、二号基礎的役務に位置付けないこととすることが適当と考えます。</p> <p>○ しかしながら、モバイル分野の技術の進展は著しく、今後、モバイルブロードバンドにおけるネットワークスライシング技術の本格的な活用など、モバイルブロードバンドの環境変化を踏まえながら、引き続き総務省においてその位置付けを検討することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>意見12</p> <p>● モバイルブロードバンドを二号基礎的役務と位置付けるかは慎重な検討が行われるべき。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○ モバイルブロードバンドサービスについては、不感地対策を含め、競争環境下において各電気通信事業者による自助努力を通じた整備が継続して進んでいることを踏まえ、当該サービスを二号基礎的電気通信役務に位置づける検討にあたっては、きわめて慎重な議論が行われるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 基礎的電気通信役務は、電気通信事業法第7条において、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」と定義され、基礎的電気通信役務の範囲はこの規定に従って判断されるものです。</p> <p>○ モバイルブロードバンドを二号基礎的役務に位置付けるに当たっては慎重な検討を行うべきとする御意見については、考え方11と同様です。</p>	<p>無</p>
<p>意見13</p> <p>● モバイルブロードバンドとワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けることが適当。</p>	<p>考え方13</p>	
<p>○ 本答申（案）では、二号基礎的役務の範囲はFTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）とすることが適当とされた一方で、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）及びモバイルブロードバンドは二号基礎的役務に位置付けておらず、引き続き検討することとされています。</p> <p>○ その理由として、モバイル回線においては不特定多数のユーザー接続によるトラヒック集中や基地局移動時の通信の途切れによる通信の不安定性が挙げられています。しかしながら、MNO各社が公表しているモバイル回線の実効速度は、今回の二号基礎的役務に指定されているFTTH及びCATV（HFC方式）と同等の品質を確保することが可能であると認識しているほか、課題として掲げられるトラヒック集中は、大規模イベント開催時のように極めて多数の利用者が同時に通常時以上に接続した場合に発生するものであり、支援区域のように地理的条件等により役務提供が困難な未整備地域では利用人口密度はもともと高くないうえ、不特定ユーザーによるトラヒックの集中が</p>	<p>○ モバイルブロードバンドを二号基礎的役務に位置付けることについての御意見については、考え方12と同様です。</p> <p>○ また、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けることについての御意見については、考え方8と同様です。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>発生する可能性は極めて低いと考えます。</p> <p>○ こうした点を考慮すれば、モバイル回線であっても固定回線と同等にブロードバンドサービス提供の選択肢とすることが適当であると考えます。モバイル回線により提供されるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）とモバイルブロードバンドを二号基礎的役務に位置付けることにより、ユニバーサルサービスの効率的な整備や維持運用が可能になるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ＪＣＯＭ株式会社】</p>		
<p>(2) 卸電気通信役務が提供されている場合の扱いについて</p> <p>①卸電気通信役務を利用して卸先事業者が提供する役務の扱いについて</p>		
<p>意見14</p> <p>● 卸先事業者が提供する役務を二号基礎的電気通信役務に含め、契約約款の届出義務及び役務提供義務を課すことに賛同。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>○ 卸先事業者が提供する役務を二号基礎的電気通信役務に含め、契約約款の届出義務及び、役務提供義務を課すことは、電気通信事業者間の競争条件に差が生じないことに加え、利用者保護の観点から「適切性」、「公平性」が確保される考え方であるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>

・ 3. 事業者規律の在り方

意見	考え方	本文の修正の有無
(1) 契約約款の届出義務の適用範囲について		
意見15	考え方15	
<p>● 相対契約についても契約約款の届出義務を課すべき。</p> <p>○ 相対契約の場合も、実施前に総務大臣に契約約款を届ける必要が、あると思います。相対契約を用いる相手方は、大口の法人であることが多いので、契約内容を届けない、となると、公正な契約が結ばれない...いわゆるブラックな契約が横行する原因となるから、です。</p> <p>よろしく、お願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>○ ブロードバンドサービスは利用態様が多様であり、相対契約へのニーズが特に高いことから、届出のあった約款は相対契約を行わない場合に適用される約款と位置付けられています。</p> <p>○ この場合であっても、利用者は、事業者が相対で提示した提供条件に不満がある場合は、届出契約約款に基づくサービスを受けることができるため、役務の「適切性」、「公平性」が確保されるものと考えます。</p>	無
意見16	考え方16	
<p>● 二号基礎的役務を提供する事業者に役務提供義務を課す必要はない。</p> <p>○ 改正電気通信事業法第25条第2項を改正してほしいです。</p> <p>『二号基礎的役務を提供する事業者には、役務提供義務が課されている』そうですが、義務を課す必要は、無いと、思います。</p> <p>よろしく、お願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>○ 電気通信事業法の要請である基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を確保するため、二号基礎的役務を提供する事業者には、届出契約約款に基づく役務提供義務が課される必要があると考えます。</p>	無
意見17	考え方17	
<p>● 契約約款の届出義務について規律は必要最小限とすべき。</p> <p>○ 基礎的電気通信役務の範囲を含め、制度上の手当は必要最小限とすべきであり、契約約款の届出についても2004年に利用者に利益が最大限還元されることを目指しデタリフ化されている(※3)ことを踏まえ、規律内容は必要最小限とすべきです。なお卸先事業者である当社が提供するFTTHについては、都市部(競争地域)にて競争力のある価格にて地域差なく提供しており、</p>	<p>○ 電気通信事業法では、基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を確保するため、契約約款の届出義務が課されています。</p> <p>○ 基礎的電気通信役務は、その極めて高い公共性から、利用者が不当な差別的取扱いをされる</p>	無

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>現状の契約約款（または利用規約、会員規約等）を届出することで答申（案）に記載の目的は達成される理解です。</p> <p>（※3）「IT競争政策特別部会最終答申（草案）に対する意見及びそれについての考え方（2002年8月7日）P.100</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者間の活発な競争を通じて利用者に利益が最大限還元されるよう、各事業者の柔軟なサービス提供を可能とする観点からは、ネットワークを保有する事業者（現行の一種事業者）も含め、全事業者について、料金等の提供条件は市場における当事者間の相対取引に委ねることを原則とし、当該提供条件に係る契約約款の作成・公表義務や役務提供義務を不要とする規制緩和措置（いわゆる「デタリフ化」）を講じることが適当であると考えられる。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競争地域でブロードバンドサービスを提供する事業者に対し一律に義務を課すのではなく、第二種適格電気通信事業者になりうる事業者に限定するなど、届出対象義務の適用範囲を必要最小限に留めるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ことなく基礎的電気通信役務の提供を受けられることを確保するため、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」（情報通信審議会答申平成14年8月7日）89頁では、「ユニバーサルサービスについては、契約約款の作成・公表を義務づけるとともに、当該契約約款に基づく役務提供義務を課すことが適当」とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ そのため、電気通信事業法では、基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を確保するため、契約約款の届出義務が課されています。 ○ 二号基礎的役務については、こうした経緯を踏まえつつ、答申（案）26頁のとおり、制度の現実的かつ実効性のある運用を考慮し、利用者への影響の大きさ等を踏まえて、第二種適格電気通信事業者（以下「二種適格事業者」という。）及び契約数が30万を超える事業者に限定して契約約款の届出義務を課すこととしたものです。 	
<p>意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての二号基礎的役務を提供する事業者への契約約款の届出義務を課すべき。 	<p>考え方18</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下、意見を行う。 <p>> 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）</p> <p>> 25頁</p> <p>> 3. 事業者規律の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見のとおり、二号基礎的役務の「適切性」、「公平性」を確保する観点から、当該役務を提供する全ての事業者に契約約款の届出を求めることが望ましいと考えます。 ○ しかしながら、答申（案）26頁のとおり、制度の現実的かつ実効性のある運用を考慮し、利 	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>> (1) 契約約款の届出義務の適用範囲について</p> <p>> (ア) 背景</p> <p>> 実務上、全ての事業者に契約約款の届出を求めることは現実的でないと考えられる。</p> <p>とあるが、これについては不適切な認識であると考え。全てについての精査を行うかどうかはともかくとして、厚生労働省は各種事業者に定款的書類や就業規則（事業所の労働者が10人以上の場合）の提出を義務付けているのであるし、それからすると1000や2000の事業者からの契約約款提出など特段に多い数ではないと考えられるものである。各地の総合通信局に提出された契約約款について、それぞれの総合通信局が事務処理を行うとして、そう困難な量ではないのではないかと考えられるものであるが、人員が足りないのであれば増員させての対応を行う事も視野に入れての、全ての二号基礎的役務を提供する事業者への契約約款の届出義務を設定するのが適切と考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>用者への影響の大きさ等を踏まえて、二種適格事業者及び契約数が30万を超える事業者に限定して契約約款の届出義務を課すことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、届出義務対象外の事業者の契約約款については、報告徴収を行い、業務改善命令により必要な是正を行うことが可能と考えます。</p>	
(2) 技術基準について		
意見19	考え方19	
<p>● 単純再販型の卸電気通信役務を利用した二号基礎的役務を提供する事業者については、技術基準適合維持義務等を適用しないことに賛同。</p> <p>○ 「(略) 単純再販型の卸電気通信役務を利用した二号基礎的役務を提供する事業者については、技術基準適合維持義務等は適用しないことが適当」とする本答申案の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。	無
意見20	考え方20	
<p>● CATV（HFC方式）についてはITU規格（DOCSIS 3.0以降）に準拠することに賛同。</p> <p>○ 本答申（案）における事業者規律としての技術基準のうち速度基準については、テレワーク等の安定的な利用を可能とする観点から定められており、具体的には、名目速度下り30Mbps以上とし、うちCATV（HFC方式）については</p>	○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。	無

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>ITU規格（DOCSIS 3.0以降）に準拠することが適当とされています。</p> <p>○ 当社ではDOCSIS 3.0以降に準拠したCATV（HFC方式）のインターネットサービスも提供しておりますが、コロナ禍におけるテレワーク等の需要が高かった時期においても、安定的にサービスが提供可能であることが確認できております。こうしたことから、本答申（案）で示された速度基準の考え方は、テレワーク等の安定的な利用を可能とするという目的に鑑みて適正であるものと捉え、本基準について賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【JCOM株式会社】</p> <p>○ 本答申（案）では、速度基準について、下り30Mbpsを基準として名目速度を設定すること、CATV（HFC方式）についてはDOCSIS3.0以降の規格を採用としています。上記の速度基準は妥当と考えますが、一方で、DOCSIS3.0より以前のバージョンのDOCSISを使用している地域も少なからず存在しています（会員事業者のアンケート調査では約10万世帯（161社より回答））。このため、そのような地域を持つCATV事業者に対しては、設備更改などの際に、技術基準に基づいてFTTHやDOCSIS3.0以降のHFCへ移行することを推奨します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
（3）不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表について		
<p>意見21</p> <p>● 特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供に係るNTT東日本・西日本の計画は、ホームページ等で公表していく考え。</p>	<p>考え方21</p>	
<p>○ 当社は、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考えです。</p> <p>○ 特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供に係る当社の計画については、①自治体と連携し基盤整備を進める場合には、そのプロセスの中で当社が当該エリアの整備を計画していることが公表可能となった段階において、②当社が自ら基盤整備を行う場合にはそれを決定した段階において、速やかにホームページ等において公表していく考えです。ま</p>	<p>○ 答申（案）33頁のとおり、特別支援区域には、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の副次的な政策目的があることを踏まえれば、特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件として、指定を申請する者が、特別支援区域における電気通信回線設備（以下「回線設備」という。）の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公</p>	無

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>た、補助事業に係る変更等、何らかの事由により公表済みの整備計画が撤回・変更となる場合には、その理由を示していく考えです。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>表していることとすることが適当と考えます。</p> <p>○ また、策定・公表された計画が容易に撤回・変更されないことがないよう、二種適格事業者においては、当該計画の撤回・変更の際にはその理由を示すことにより透明性を確保することが適当と考えます。</p> <p>○ そのため、二種適格事業者においては、こうした考えを尊重した取組が望まれます。</p>	
<p>意見22</p> <p>● NTT東日本・西日本に対してラストリゾート責務を課すことも含め、当該責務の在り方について議論が必要。</p>	<p>考え方22</p>	
<p>○ 「特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件として、指定を申請する者が、特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表していることとすることが適当」とされたことについて、賛同いたします。ただし、本来、基礎的電気通信役務については、“国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき”ものであり、その提供を制度で確実に担保するためには、セーフティネットとしてのラストリゾート責務が必要不可欠だと考えます。また、不採算地域における光ファイバの新たな敷設・維持に係るラストリゾート責務の担い手としては、公社時代に独占整備された全国規模の局舎や電柱等の線路敷設基盤を承継し、政府出資の特殊法人として公共的な役割を担うNTT東・西が最も適切だと考えます。今回、整備・維持に係る計画の策定・公表を、特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件とすることにより、実質的にNTT東・西がその担い手として大きな社会的役割を果たすものと考えますが、今後、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行の状況、支援区域のFTTH及びCATV（HFC方式）等の提供確保の状況、市場環境の変化等も踏まえて、改めて、ラストリゾート責務の在り方については議論が必要と考えます。</p>	<p>○ NTT東日本・西日本等に対する法的責務については、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（令和4年2月4日）」において、NTT東日本・西日本等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること等を踏まえ、今般の制度改正における対応として、NTT東日本・西日本等に対して、ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないことが示されています。</p> <p>○ なお、特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画の策定・公表に当たっては、答申（案）33頁のとおり、当該計画の信頼性や対象となっている地域の自治体及び住民等の予測可能性を確保する観点から、策定された計画が容易に撤回・変更されないことがないよう、二種適格事業者</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の 修正の 有無
<p>○ なお、NTT東・西に対して、引き続き大きな社会的役割が期待されていることを踏まえれば、NTT東・西が策定・公表した計画が容易に撤回・変更されることがないよう、NTT法第12条の事業計画の対象として認可事項とすることについて、引き続き検討が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>おいては、当該計画の撤回・変更に際してはその理由を示すことにより透明性を確保することが適当と考えます。</p>	

・ 4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方

意見	考え方	本文の修正の有無
(1) 支援区域の指定要件 (①モデル上の赤字地域及び大幅な赤字地域) について		
<p>意見23</p> <p>● 「未整備地域」や「公設地域」については、モデルにより算定される赤字額の多寡にかかわらず、特別支援区域として支援の対象とすることに賛同。</p>	<p>考え方23</p>	
<p>○ 支援区域の指定にあたり、区域ごとに見込まれる赤字の額がその基準であることに照らせば、交付金による支援が真に必要なとされる区域を特定する上では、回線設置事業者が当該区域に設備構築を行う場合の実際費用に基づくことが原則となるべきであり、モデルを用いた算定は限定的とすることが望ましいと考えます。</p> <p>○ しかしながら、仮に、あらかじめ全ての町字における回線設置費用の想定額を算定するといった事業者の膨大な規制コストを最小化するために、モデルを用いた推計による算定を限定的に導入せざるを得ない場合であっても、モデルおよび算定に用いる諸数値は現に回線設置を行っている事業者の実態等を可能な限り反映したものとする必要があると考えます。</p> <p>○ ただし、その場合であっても、モデルによる推計には限界がある中、「未整備地域」や光ファイバの「公設地域」については、これまで民間事業者による整備が行われなかったエリアであり、採算性の確保が著しく困難であることは明かです。本制度が、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等を副次的な政策目的としていることを踏まえれば、そうしたエリアについては、モデルにより算定される赤字額の多寡にかかわらず、特別支援区域として支援の対象となる整理が図られたことに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 支援区域の指定にあたり、二号基礎的役務の収支を「町字」単位で区域ごとに算定するためには、当該区域ごとの会計の整理が必要となるなど事業者側の規制コストが大きくなります。</p> <p>○ そのため、この算定に当たっては、標準的なモデルを用いることが適当と考えます。</p> <p>○ また、答申(案)35頁のとおり、「未整備地域」や光ファイバの「公設地域」が「モデル上の大幅な赤字地域」に該当しなくても、「モデル上の赤字地域」に該当する場合には、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等を行うという特別支援区域の副次的な政策目的を踏まえれば、「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」(改正電気通信事業法第110条の2第2項第1号ロ)として、特別支援区域に指定することが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	本文の修正の有無
(2) 支援区域の指定要件 (② 1者以下の提供地域の要件である電気通信回線設備の規模及び役務の継続提供期間) について		
意見24 ● 「1者以下の提供地域」について、区域の一部のみ、短期間のみ提供する事業者は支援区域を指定する上での競合事業者と評価せず、二種適格事業者による整備が妨げられないよう整理が図られたことに賛同。	考え方24	
○ 支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」について、区域の一部のみ、短期間のみ提供する事業者は支援区域を指定する上での競合事業者と評価しないこととされ、二種適格事業者による整備が妨げられないよう整理が図られたことに賛同します。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 頂いた御意見については、支援区域の指定に際して、1者以下の提供地域の要件である回線設備の規模の割合(町字内の全ての世帯数に対する役務提供可能世帯数の割合)及び役務の継続提供期間をそれぞれ「50%超」及び「1年超」とすることへの賛同意見として承ります。	無
(3) 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告(町字単位での報告)の手続について		
意見25 ● 提供区域の報告に際し、事業者負担を軽減する観点から、PC等を用いて運用可能な補助ツール等による効率化を検討することに賛同。	考え方25	
○ 支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」を判定するための提供区域の報告に際し、事業者負担を軽減する観点から、PC等を用いて運用可能な補助ツール等による効率化を検討することに賛同します。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 頂いた御意見は、答申(案)に対する賛同意見として承ります。	無
意見26 ● 二号基礎的役務の提供区域の報告が事業者にとって過度な運用負担とならないよう留意が必要。	考え方26	
○ 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告(町字単位での報告)の手続きについて、町字単位で回線設備の規模の割合(50%等の閾値を超えているかどうか)を把握して報告するのは、対象となる事業者の作業負担が非常に高く、また、作業に相当な時間を要することから、報告する時期については十分に事業者の要望を踏まえて設定するとともに、例えば、明らかに支援区	○ 答申(案)40頁、41頁のとおり、二号基礎的役務の提供区域の報告について、補助ツールを用いる等により、事業者の負担を軽減することが重要であり、また、当該補助ツールについては、報告対象となる事業者の負担を軽減する観	無

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>域にならない町字など、1者以下の判定を行わなくても問題がない町字が特定できる場合には、報告を省略することで、事業者の作業負荷の軽減を図っていくことが必要です。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>点から、回線設備の規模の割合が50%を超えているか否かを当該補助ツール上で選択する等の仕組みが搭載される等、効率的かつ簡便な制度運用に資する工夫を行うことが重要と考えます。</p>	
<p>○ 本答申（案）では、総務省が支援区域を指定するにあたり、その要件の一つである「二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が1者以下の地域」を把握するために当該回線設置事業者に町字単位で提供区域の報告（二号基礎的役務の提供に係る回線設備の規模の割合（以下、整備率）の報告）を求めることが適当、とされました。</p> <p>○ “大字□□字○○”や、“○○市△△町一丁目”等の町字を単位とする場合、当社だけでも約3.3万件もの業務区域を精査することが必要となります。それぞれの業務区域における住宅や居住の状況変化を確認するには、現在の電気通信事業法では届出で済むものが、定期的に現地調査を行い当該区域に関する居住データを毎年更新することが新たに求められます。また、提供区域の整備率を報告し総務省がそれをもとに適正性を判断する場合、例えば同一日時点で各事業者の報告を求めるとすれば、町字単位ですべての区域の状況を同一日に各事業者が一斉に精査することが必要となりますが、これは現実的ではありません。</p> <p>○ 更に、報告を求める地域を字単位で見た場合、数世帯しか居住していない区域も存在すると思われます。そのような地域では、転居による1世帯の増減が整備率の基準となる50%を前後する変動に繋がります。僅かな世帯の増減が交付金支援対象の有無につながることで、結果として当該区域で支援を受ける事業者の経営にも影響を生じさせます。</p> <p>○ このようにあまりに細分化された区域での整備率の管理は、徒に事業者の負担を増し、支援対象者の経営にも影響を及ぼすことから、町字といった微細な単位ではなく、より生活実態に即した基準を設けることを強く要望いたします。</p> <p>○ また、今回の支援区域指定の考え方に基づけば、首都圏をはじめとする都</p>	<p>○ こうした点を踏まえ、総務省における当該補助ツールの検討に当たっては、報告単位を町字（国勢調査で用いるKEY_CODEを想定）とすることを前提として、制度運用の効率性、簡便性に留意しつつ検討が行われるものと考えます。</p> <p>○ また、事業者負担の軽減についても、今後の制度の運用も踏まえながら、当該補助ツールの改修の検証等について継続的に総務省において検討を行うことが適当と考えます。</p>	

意見	考え方	本文の 修正の 有無
<p>市部等明らかに2者以上が競合して提供している区域は支援の対象とはなりません。にもかかわらず既にブロードバンドサービスの整備率が高く、複数の事業者が競合していることが明白な都市部を含め全国一律での報告を求めることは、事業者に対し不必要かつ過大な作業負担を課す不合理なものといえます。少なくとも都市部においては報告を不要とし、支援が必要と想定される地域に限定して報告を求めることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>		
<p>○ 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告（町字単位での報告）の手続について、支援区域を指定するために必要な対応であることは理解いたします。一方で、当該報告が事業者にとって過度な運用負担とならないよう留意が必要と考えます。例えば、報告に当たって補助ツールの活用等により運用負担軽減を図るのみならず、報告の頻度や報告を要する内容等は必要最小限に留めるとともに、報告時期や対応期間についても事業者側の対応準備等を考慮いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>		
<p>○ 総務省殿において支援区域の指定に当たり、回線設置事業者が1者以下の地域を把握するため、回線設置事業者からの町字単位で提供区域の報告は必要な取組であると考えます。</p> <p>○ 他方で、その規律が事業者にとって過度な負担とならないよう留意が必要と考えます。例えば、提供区域の報告については、報告の頻度や内容は必要最低限に留めるよう要望いたします。</p> <p>○ また、回線設置事業者毎に提供区域の管理方法は様々であることが想定されることから、補助ツールの仕様や報告の基準等については、現状の回線設置事業者の管理方法を十分に把握された上で、回線設置事業者と連携をしながら検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		

意見	考え方	本文の 修正の 有無
<p>○ 町字単位の報告について、二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が1者以下の地域を把握するために必要であることは理解しています。しかしながら、年度毎に町字単位で世帯カバー率を全国一律に報告することは、事業者には過大な負担が生じる場合があると思われます。弊連盟でCATV事業者の実態調査を行ったところ、町字単位の世帯カバー率を算出するのに2か月以上を要した事業者が複数存在しました。PC等を用いて運用可能な補助ツールを提供いただくことで、事業者の負担が一定程度軽減されることを期待します。ただし、町字単位での報告が1者以下の地域を把握するためであることを考えると、事業者負担の軽減のためには、明らかに競合地域であると認められる都市部などのエリアについては、その町字単位の報告を将来的には不要とする等の配慮を併せて検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		

・ 5. 第二種適格適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件

意見	考え方	本文の修正の有無
(1) 第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件（電気通信回線設備の規模及び役務の継続提供期間）について		
<p>意見27</p> <p>● 回線設備の規模の割合を暫定的に定め、今後の整備状況に応じ、段階的な引き上げを検討することに賛同。</p>	<p>考え方27</p>	
<p>○ 新たな交付金により未整備地域の解消等を進める上で、国民負担を抑制しつつ必要とされる地域への整備を拡大していく観点から、回線設備の規模の割合を暫定的に定め、今後の整備状況に応じ、段階的な引き上げを検討することとしたことに賛同します。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、二種適格事業者に対する第二種交付金の支援要件である回線設備の規模の割合について、特別支援区域は「10%超」として、今後の整備の状況を踏まえ、段階的な引き上げを継続的に検討することへの賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見28</p> <p>● 第二種適格事業者の指定要件として役務の継続提供期間を「1年超」と定める場合においても、交付金支援の対象となる期間は役務提供開始以降とされるべき。</p>	<p>考え方28</p>	
<p>○ また、回線設置事業者に対する適切な支援を行う上では、適格事業者の指定要件として役務の継続提供期間を1年超と定める場合においても、交付金支援の対象となる期間は役務提供開始以降とされるべきと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 改正電気通信事業法において、役務の継続提供期間は、二種適格事業者の指定の要件ではなく、二種適格事業者が第二種交付金の支援を受けるための要件とされています（改正電気通信事業法第107条第2号）。</p>	
<p>○ 回線設置事業者による新規整備に際し、今後は交付金支援を考慮に入れて採算の見通しを立てるケースも想定されますが、回線設置事業者に対する適切な支援を行う上では、適格事業者の指定要件として役務の継続提供期間を1年超と定める場合においても、交付金支援の対象となる期間は役務提供開始以降とされるべきと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ また、第二種交付金については、答申（案）47頁の図表6-1のとおり、二種適格事業者が前年度の原価・収益を基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）に届け出て、支援機関が総務大臣へ交付金額及び交付方法について認可申請をすることになると考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
	○ 第二種交付金の支援を受けるためには、このような手続に伴う当該交付金の交付までの期間についても考慮することが適当と考えます。	
意見29 ● 他事業者の参入等により支援区域の指定が解除された後も、一定期間の支援が継続されるべき。	考え方29	
○ 他の事業者の参入等により事後的に指定の解除が行われる場合にも、一定期間の支援が継続されるべきであり、支援の継続期間について回線設置事業者において予見性が得られることが、事業者の投資回収リスクを軽減し、不採算地域への新規参入インセンティブを損なわない観点で必要と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 支援区域の指定の要件として、当該区域における回線設備の規模の割合が「50%超」で、役務の継続提供期間が「1年超」である二号基礎的役務を提供する事業者が「1者以下」であることが必要となります。	無
○ 一方で、不採算地域へ参入する事業者が継続的・安定的なサービス提供を行う上では、適格事業者の指定にあたり一定期間の支援が担保されることが必要であり、支援の継続期間について回線設置事業者において予見性が得られることが、事業者の投資回収リスクを軽減し、不採算地域への新規参入インセンティブを損なわない観点で必要と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ そのため、二種適格事業者が二号基礎的役務を提供する支援区域において、競合事業者の参入があったとしても、当該競合事業者が当該区域において回線設備の規模の割合が「50%超」で、役務の継続提供期間が「1年超」となるまでの間は、当該二種適格事業者は当該支援区域において支援を受けることが可能と考えます。	

・ 6. 第二種交付金の在り方

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>(1) 費用算定について ①費用算定の対象設備等について</p>		
<p>意見30 ● 費用算定の対象設備について、アクセス回線設備及び離島における海底ケーブルを基本とすることに賛同。</p>	<p>考え方30</p>	
<p>○ 費用算定の対象設備について、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持に当たり、不採算地域における設備の収容効率が悪くなり、1回線あたりの維持費用が大きいとの考え方から示された対象設備は適当であると考えます。 【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>○ 維持費用について、支援対象区域でサービス提供を行うには、アクセス回線設備を新たに構築するだけでなく、海底光ケーブル等の中継回線設備等を新たに構築する必要が生じる場合があることから、サービス提供のために新たに必要となる設備の維持に必要な費用として、海底ケーブル等費用も支援対象経費の算定に含められる整理となったことに賛同します。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見31 ● 設備管理コストのみならず、料金請求・顧客対応費用等の費用は必ず発生するため、それらを交付金算定上の費用算定対象とすることに賛同。</p>	<p>考え方31</p>	
<p>○ 二号基礎的役務のサービス提供にあたっては、すべての事業者において、設備管理コストのみならず、料金請求・顧客対応費用等の費用は必ず発生するため、それらを交付金算定上の費用算定対象とした今回の整理に賛同します。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。 ○ なお、答申（案）47頁のとおり、設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>意見32</p> <p>● 支援対象となる具体的な対象設備の範囲を明確化することを要望。</p>	<p>考え方32</p>	
<p>○ また、局舎の建物自体も支援対象とすることが適当であると考えるところ、示されたイメージ図では局舎の建物自体も支援対象か不明瞭であるため、回線設置事業者の円滑な検討や透明性の確保に資する観点から、具体的に対象設備の範囲を明確化いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 総務省において、今後のコスト算定の詳細について議論するに当たっては、対象設備の範囲の詳細を明確化することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>(1) 費用算定について</p> <p>②費用の算定方法について</p>		
<p>意見33</p> <p>● 交付金は、実際費用をベースとした収入費用方式により算定されるべき。</p>	<p>考え方33</p>	
<p>○ 有線ブロードバンド未整備地域の解消促進や、公設公営・公設民営から民設民営への移行促進といった観点を踏まえれば、回線設置事業者が必要な費用を回収できることが継続的・安定的なサービス提供を確保するために不可欠であり、本来であれば実際費用をベースとした収入費用方式により算定されるべきと考えます。</p> <p>○ 仮に、標準的なモデルに基づき算定（標準モデル方式）する場合、少なくとも、自治体による公募プロセス等により初期整備費用の客観的な妥当性が確保されている場合や、モデルにより算定された額が実際費用から大きく乖離する場合には、実際費用に基づき、交付金の費用算定を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 答申（案）49頁のとおり、交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当と考えます。</p> <p>○ ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられます。</p>	<p>無</p>
<p>○ 交付金算定にベンチマーク方式や一定の標準的なモデルを用いて算出した収入費用方式を採用することは、回線設置事業者の整備にかかった実際の費用を回収できないおそれがあると考えます。</p> <p>○ この点、回線設置事業者の事業運営を圧迫することから、結果として回線</p>		

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>設置事業者による自主的なブロードバンド整備がなされず、未整備エリアの整備が促進されないおそれがあると考えます。このため、費用算定の考え方は実際の費用をベースに算定することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見34</p> <p>● 収入費用方式の検討に当たっては、コストと収益の算定条件を厳密に定め、補填額が不必要に増大しないよう留意すべき。</p>	<p>考え方34</p>	
<p>○ 本答申（案）における第二種交付金の算定方式としては、原則ベンチマーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当とされた一方で、例外として、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備や、民設民営へ移行した回線設備については、収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当とされています。</p> <p>○ 収入費用方式は、設備に関するコストがその収益を上回る場合に差分を交付金により補填するものであることから、事業者にとって設備維持管理のコストを削減するインセンティブが薄れ、設備保守・メンテナンスにおける安全性確保を名目として、他の提供エリア以上にコストをかける懸念があります。</p> <p>○ そのような行為が行われた場合、補填額が本来必要な額以上に増大し、負担金の増大にもつながることとなり、最終的には国民負担が増大する可能性もあります。</p> <p>○ したがって、今後検討が行われる予定の収入費用方式については、コストと収益の算定条件を厳密に定め、補填額が不必要に増大することのない方式となるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【JCOM株式会社】</p>	<p>○ 答申（案）53頁のとおり、特別支援区域は、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図る必要があり、一部の回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、総務省において当該検討を行うに当たっては、交付金額が過剰な額とならないよう留意する必要があると考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>(2) 第二種交付金の算定について ①支援区域ごとの支援対象設備の範囲について</p>		
<p>意見35</p> <p>● 支援区域の初回の指定に際しては、指定を待つことなく新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備も支援対象とすることを要望。</p>	<p>考え方35</p>	
<p>○ 図表6-3において、特別支援区域の支援対象設備として「支援区域指定後に新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備」とされているところ、未整備地域への新規整備や公設公営・公設民営設備の民設民営移行を、本制度の発足後、可能な限り早期に実現するためには、初回の指定に際しては、経過措置として支援区域の指定を待つことなく、例えば「改正電気通信事業法施行後に新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備」と修正するとともに、交付金支援の対象となる期間は改正電気通信事業法の施行後、役務提供開始以降とすることが適当と考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 早期の新規整備や民設民営への移行を促進する観点から、最初に指定を受けた支援区域については、例外的に本制度の施行日（令和5年6月16日）以降に新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備についても支援対象とすることが適当と考えられることから、御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたします。</p> <p>【修正案（下線部追記）】脚注37 <u>早期の新規整備や民設民営への移行を促進する観点から、最初に指定を受けた支援区域については、例外的に本制度の施行日（令和5年6月16日）以降に新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備についても支援対象に含めることが適当である。</u></p>	
<p>○ 民間譲渡後の維持費の負担を懸念して移行を躊躇しているCATV事業者の事例があり、特別支援区域の指定を受けて交付金の対象となれば移行を検討する事業者が一定数存在します。</p> <p>○ 一方、特別支援区域において、回線設備が民間民営へ移行した時期が「支援区域指定後」に限定しているため、民間譲渡の時期により支援の対象とならない場合や、その支援区域の指定を待つことで民間譲渡が遅れる可能性があると考えます。</p> <p>○ このため、本制度の施行の局面において、初回の施行の時期以降、あるいは、2023年度以降に民間民営へ移行した回線設備も対象とする等の措置を要望します。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		<p>有</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>意見36</p> <p>● 図表6-3の趣旨を明確化するため、答申案本文の修正を希望。</p>	<p>考え方36</p>	
<p>○ 「一方で、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備については、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合に限定して支援することが適当である。」との記載は、図表6-3の趣旨を明確化するため、以下の修正案について検討をお願いいたします。</p> <p><修正案></p> <p>一方で、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合は、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備に限定して支援することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、記載の趣旨の明確化を図る観点から、以下の記載に修正いたします。</p> <p>【修正案（下線部修正）】6.（2）①・・・<u>一方で、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合は、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備に限定して支援することが適当である。</u></p>	<p>有</p>
<p>（2）第二種交付金の算定について</p> <p>②第二種交付金の算定の考え方について</p>		
<p>意見37</p> <p>● 第二種交付金の算定方式の詳細については、「モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当」とされたことについて賛同。</p>	<p>考え方37</p>	
<p>○ 「第二種交付金の算定方式の詳細については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当」とされたことについて、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>意見38</p> <p>● 特別支援区域の交付金を収入費用方式で算定するにあたっては、対象となる収入と費用の範囲を一致させることが必要。</p>	<p>考え方38</p>	
<p>○ 特別支援区域においては、採算性の確保が著しく困難であることから、未整備地域の解消促進や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図るためにも、費用の一部を支援するベンチマーク方式ではなく、赤字部分を支援対象とする収入費用方式を念頭に検討することとした今回の整理に賛同します。</p> <p>○ なお、特別支援区域の交付金を収入費用方式で算定するにあたっては、対象となる収入と費用の範囲を合わせることが、継続的・安定的なサービス提供を確保するために必要不可欠であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> <p>○ なお、現状、各事業者が提供しているブロードバンドアクセスサービスの提供料金に含まれる役務提供区間にはアクセス回線設備や離島における海底ケーブルだけではなく、中継回線設備等も含まれることから、特別支援区域の交付金を収入費用方式で算定するにあたっては、対象となる収入と費用の範囲を合わせることが、継続的・安定的なサービス提供を確保するために必要不可欠であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 答申（案）53頁のとおり、特別支援区域は、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図る必要があり、一部の回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方式を検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 収入費用方式を用いるに当たっては、原則として、こうした点も踏まえつつ、可能な限り対象となる収入と費用の範囲を合わせることが望ましいと考えます。</p>	無
<p>意見39</p> <p>● ブロードバンドサービスの維持に要する費用等の実態を適切に反映した交付金の規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要がある。</p>	<p>考え方39</p>	
<p>○ 今後、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を行うことで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持に要する費用等の実</p>	<p>○ 総務省において、今後交付金算定の詳細について検討する際には、費用の実態も踏まえながら、丁寧な検討を進めることが重要であると考</p>	無

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>態を適切に反映した交付金の規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>えます。</p>	
<p>○ 今後、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見40</p> <p>● 交付金規模の肥大化を抑制し、国民経済全体の負担の最小化を図る観点から必要最小限の支援とすることが重要。</p>	<p>考え方40</p>	
<p>○ 他方で、最低限必要なサービスレベルを維持するための費用として、交付金の負担を強いられる国民のコンセンサスを得られるように「コストミニマム」であることが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 交付金の費用算定に当たっては、答申（案）49頁のとおり、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当と考えます。</p> <p>○ 今後、総務省において第二種交付金算定の詳細を検討するに当たっては、交付金額が過剰な額とならないよう留意する必要があると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>○ ユニバーサルサービス制度の安定運用を図るためには、交付金規模の肥大化を抑制し、国民経済全体の負担の最小化を図ることが必要不可欠です。そのためには、適正なコストに抑制し、必要最小限の支援とすることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見41</p> <p>● 交付金の支援を受ける事業者は、二号基礎的役務に関する全体の収支を公表し、支援の必要性についても国民にしっかりと説明すべき。</p>	<p>考え方41</p>	
<p>○ 特に、公社時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤から収益を得ているNTT東・西が、黒字にも関わらず支援を受ける場合には、支援に係る透明性</p>	<p>○ 二号基礎的役務全体の収支の状況の公表については、二種適格事業者が、その担当支援区</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>を確保するため、二号基礎的役務に関する全体の収支を公表するとともに、支援の必要性についても国民にしっかりと説明すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>域における二号基礎的役務の提供を確保するために必要な額と比較して過大な交付金を受け取ることがないように、一般支援区域においては二号基礎的役務の提供に係る財務会計上の赤字額を交付金の上限額とするところ、その赤字額等を明らかにする観点から、二種適格事業者の指定要件として改正電気通信事業法に規定されています。</p> <p>○ また、特別支援区域においても、答申（案）51頁の図表6-3のとおり、二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合と黒字の場合において、支援対象設備の範囲として既整備の回線設備が含まれるかどうかの違いがあるため、当該収支の状況を公表することが重要であると考えます。</p>	
<p>意見42</p> <p>● 交付金規模が過大となる場合などは、ベンチマーク方式の採用等も含めて収入費用方式の見直しを検討すべき。</p>	<p>考え方42</p>	
<p>○ また、収入費用方式を採用することで、交付金規模が過大となるなど国民の理解が得られないような状況となる場合には、例えば、ベンチマーク方式の採用等も含めて収入費用方式の見直しを検討することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において今後の第二種交付金算定の詳細を検討する際の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見43</p> <p>● 第二種交付金の算定に用いる標準的なモデルの検討に当たっては、事業者の用いる設備や事業者の規模の差異について考慮すべき。</p>	<p>考え方43</p>	
<p>○ 第二号電気通信役務のFTTH、HFC方式、及びワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)においては、それぞれの方式でシステムが異なり、維持・運用等の費用にも相応の差異があると考えます。</p>	<p>○ 答申（案）49頁のとおり、交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の 修正の 有無
<p>このため、「4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方」における支援区域の指定では、算定に用いる「標準モデル」をFTTHを前提とするとしても、第二種交付金の算定に用いる「標準モデル」は、それぞれの方式に適したコストを算定するためのモデルを採用することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>いることが適当と考えます。</p> <p>○ 当該標準的なモデルの具体的な内容については、二号基礎的役務を提供する回線設置事業者の実態等も踏まえた上で、引き続き総務省において検討を深めることが適当と考えます。</p>	
<p>○ なお、標準モデルの検討に当たっては、交付金規模の肥大化に留意しつつ、不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供確保に支障が生じないように、全国事業者・地域事業者間の規模の経済の相違等についても考慮すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		

・ 7. 第二種負担金の在り方

意見	考え方	本文の修正の有無
(4) 第二種負担金の算定の考え方について ① 第二種負担金の算定単位について		
意見44 ● 共同住宅向け全戸一括型契約の提供回線数の考え方について整理すべき。	考え方44	
<p>○ 共同住宅向け全戸一括型契約（答申案では「集合住宅のバルク契約」）の場合、最大戸数を元にした負担は、以下の理由により不合理であると考えられるため、共同住宅への引込回線数を元に算定すべきであると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大戸数を元に算出すると空き室や実際には利用していない入居者もカウントされることとなり、負担の公平性が担保されない ・ すなわち、実際の入居者および利用世帯を超えた額の負担は、契約者（管理組合等）の納得を得られず、負担金を転嫁することが困難 ・ 契約者ごとに異なる負担金（戸数×単価）を請求する必要があるため、請求処理が困難（単価変更時の負荷も過大） <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>○ 集合住宅向けサービスについては、集合住宅内の利用者と個別に契約する場合、全戸一括で契約する場合等に類型化されると考えられ、ブロードバンドサービス提供事業者が全戸一括での契約を行う集合住宅向けサービスについては、電気通信事業報告規則の考え方と同様、実際に提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、実際に提供されている回線数を把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当と考えられることから、御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたします。</p>	有
<p>○ 集合住宅向けのサービスにおける契約形態は、回線設置事業者と利用者で直接契約を行う形態や管理人と回線設置事業者間で棟内すべての住人の契約を一括して行う形態等が存在します。</p> <p>○ また、提供形態は、建物へ光回線を敷設し、電話線やLANケーブルで分岐して各部屋に提供する形態や建物へ敷設した光回線を第二種電気通信事業者へ卸提供し、第二種電気通信事業者が建物内にLANケーブルやWi-Fiを敷設して複数の住人が利用する提供形態等、様々なケースが存在いたします。</p> <p>○ この点、回線数の考え方やその把握の容易さについては事業者ごとに差が存在することが想定されるところ、回線数の考え方を具体的にお示しいただくことは、負担事業者の公平性・透明性を確保する観点から重要であると考えますので、例えば、報告規則等により各事業者から総務省殿へ報告してい</p>	<p>【修正案（下線部追記）】脚注41 <u>集合住宅向けサービスについては、集合住宅内の利用者と個別に契約する場合、全戸一括で契約する場合等に類型化されると考えられ、ブロードバンドサービス提供事業者が全戸一括での契約を行う集合住宅向けサービスについては、電気通信事業報告規則の考え方と同様、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、提供されている回線数を把握していない場合は提供</u></p>	

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>る回線数等と合わせるなど、「回線数」の考え方を今後より明確にしてい だくようご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p><u>可能な最大戸数の回線数を報告することが適 当である。</u></p>	
(4) 第二種負担金の算定の考え方について ②専用役務、閉域網通信、IOTサービスの扱いについて		
<p>意見45</p> <p>● 広域イーサネットサービスについても、閉域網通信であることを踏まえれば、第二種負担金の算定対象外とすべき。</p>	考え方45	
<p>○ 答申案および概要資料において、「高速度データ伝送電気通信役務」のうち、「閉域網通信、専用線役務は第二種負担金の算定対象外」とされているところですが、広域イーサネットサービスについても、閉域網通信であることを踏まえれば、同様の整理がなされうると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 広域イーサネットサービスは、仮想閉域網を用いて提供される電気通信役務であり、専用役務や閉域網通信と同様に、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供を確保することにより受益することが想定されないことから、第二種負担金の算定の対象としないことが適当であると考えます。</p> <p>○ その趣旨を明確化するため、以下のとおり追記いたします。</p> <p style="text-align: center;">【修正案（下線部追記）】脚注44 <u>広域イーサネットサービスは、仮想閉域網を用いて提供される電気通信役務であり、閉域網通信に含まれるものと考えられる。</u></p>	有
<p>意見46</p> <p>● 当面の対応としてIOT端末との通信に用いる回線を第二種負担金の算定の対象としないことに賛同。</p>	考え方46	
<p>○ IoTサービスは、特定の通信先に向けた通信（閉域網通信）に限定されたM2Mの通信が中心であり、二号基礎的役務の提供を確保することでの直接の</p>	<p>○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>受益はないことから、「当面の対応として、IoT端末との通信に用いる回線については、第二種負担金の算定の対象としないことが適当」とされたことについて、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>○ IoT端末との通信に用いる回線の現状は本答申（案）に記載のとおりと考え、当該回線を第二種負担金の算定の対象としないことについて賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>○ IoTサービスは大宗が閉域網通信を利用していることや、インターネットに接続するサービスであっても、低速度または低容量の通信であることを踏まえると、今回の制度整備による便益を享受されない可能性が高いと考えられるため、IoTサービスを第二種負担金の算定の対象としないと整理されたことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>○ 専用役務や閉域網通信、IoT端末との通信に用いる回線を「第二種負担金の算定の対象としないことが適当」とする本答申案の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見47</p> <p>● IoT端末との通信に用いる回線として、「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数を第二種負担金の算定の対象から除くこととしてはどうか。</p>	<p>考え方47</p>	
<p>○ また、IoTサービスの回線数を容易に把握できるという観点では、電気通信事業報告規則第2条第1項に基づき、様式第11等にて報告を実施している「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数を第二種負担金の算定の対象から除く案が考えられます。</p> <p>○ ただし、現状では、卸元事業者であるMNOは、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の「MVNOの事業計画等に係る</p>	<p>○ IoT端末との通信に用いる回線数については、電気通信事業報告規則における「通信モジュール向けに提供しているサービス」に係る提供回線数を用いることが適当であり、この回線数を第二種負担金の算定の対象から除くことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の 修正の 有無
<p>聴取範囲の明確化」の規定※により、卸先事業者であるMVNOの当該契約数を把握しているものではありません。したがって、算定の対象としないIoTサービスの契約数を正しく把握するためには、「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数を把握する仕組みづくりが必要であると考えております。</p> <p>※MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由がないと考えられる事項の例示として、「MVNOの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態」や「MVNOが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画」等が規定されている。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ また、MNOが、第二種負担金算定に必要な限度において、MVNOが提供する「通信モジュール向けに提供しているサービス」に係る提供回線数を把握する必要があることから、総務省において、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の取扱いも含め、IoT端末との通信に用いる回線数の把握方法について引き続き総務省において検討を深めることが適当と考えます。</p>	

・ 8. 利用者等への周知の在り方 等

意見	考え方	本文の修正の有無
(1) 利用者等への周知の在り方について		
<p>意見48</p> <p>● 総務省と支援機関が連携して、わかりやすく情報提供を行う方針が示されたことについて賛同。</p>	考え方48	
<p>○ 制度運用開始にあたり、制度の趣旨・目的や国民全体の負担額等について、事業者はもとより国からの、国民・利用者に対する丁寧な周知・説明が必要になると考えており、この点、総務省と支援機関が連携して、わかりやすく情報提供を行う方針が示されたことについて賛同いたします。当社としても、利用者に対する丁寧な周知に取り組んでいく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、答申（案）に対する賛同意見として承ります。</p>	無
<p>○ FTTH及びCATV（HFC方式）等のブロードバンドサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けることについて、電気通信事業者、関係団体、国、地方公共団体等がそれぞれの立場から周知広報を行い、制度の目的等を国民に広くご理解頂くことが必要と考えられることから、考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見49</p> <p>● 電話に関するユニバーサルサービス制度の対応と同様に、情報開示に関するガイドラインを作成することが必要。</p>	考え方49	
<p>○ また、各電気通信事業者においては、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が負担金により支えられていることを示すため、契約回線当たりの負担額を積極的に明示していくべきと考えます。その際、各電気通信事業者の明示方法が大きく異なることで、利用者の混乱を招かないよう、電話に関するユニバーサルサービス制度の対応と同様に、「最低限必</p>	<p>○ 負担事業者等が利用者に対して情報開示を行うに当たっては、答申（案）64頁のとおり、情報開示の具体的な内容・方法については、電話に関する「ユニバーサルサービス制度における利用者への情報開示に関するガイドライン」</p>	無

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>要と考えられる具体的内容」や「標準的明示方法」等、情報開示に関するガイドラインを作成することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>等を参考にすることが考えられます。</p>	
<p>意見50</p> <p>● 利用者への周知期間、負担事業者における準備期間を十分に確保することが必要。</p>	<p>考え方50</p>	
<p>○ 負担事業者が「利用者に分かりやすい、効果的・効率的な周知」を行うためにも、利用者への周知期間、負担事業者における準備期間を十分に確保する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本制度の円滑な運用に向けては、利用者への効率的・能率的な周知が必要であり、答申（案）63頁のとおり、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においても、電話に関するユニバーサルサービス制度と同様に、制度の運用開始前には利用者等への適切かつ十分な周知が必要と考えます。</p> <p>○ また、答申（案）64頁のとおり、ブロードバンドサービス提供事業者に対しては、制度の円滑な運用に資するよう、負担事業者の要件・範囲等について、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通じて適切に周知していくことが必要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見51</p> <p>● 全国民が本制度を理解できるよう、国において周知・広報を徹底することを要望。</p>	<p>考え方51</p>	
<p>○ 国の新たな制度としてユニバーサルサービス交付金制度が創設されるに際し、制度の目的である「あまねく日本全国における提供を確保するため、不採算地域における二号基礎的役務の提供に係る維持費用を支援」や、その原資を「全国のブロードバンド提供事業者から徴収する負担金」とすることについて、国民の認知や理解が十分でない場合、電話サービスの額に比して数倍となることを考えると、請求時に問い合わせや苦情が事業者に寄せられ</p>	<p>○ 本制度の円滑な運用に向けては、利用者への効率的・能率的な周知が必要であり、答申（案）63頁のとおり、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においても、電話に関するユニバーサルサービス制度と同様に、制度の運用開始前には利用者等への適切かつ</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の 修正の 有無
<p>ることが想定されます。そのため、本答申（案）に示された「総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等」や「説明会等」のみならず、全国民が本制度を理解できるよう、国の責任において周知・広報を徹底していただくことを要望します。</p> <p>○ また、ブロードバンドのユニバーサルサービス料金も、現在の電話料金同様に定期的に見直しが行われると想定されますが、現状でも見直しの都度お客様から問い合わせを受けている実態を踏まえれば、現状に比べて多額といえるブロードバンドサービスではそれ以上の反響があると想定します。したがって、事業者対応の負担を少しでも軽減する観点から、ユニバーサルサービス料金の決定（変更）の時期については、既存の電話のユニバーサルサービス制度の変更タイミングと揃え、事業者の負担を軽減していただくことを要望します。なお、現状の電話サービスのユニバーサルサービスの料金変更は年2回の可能性があります、これも含めて年1回として事業者負担の軽減を図ることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>十分な周知が必要と考えます。</p> <p>○ また、制度の円滑な運用のため、負担事業者や支援機関の負担にも配慮しながら、支援機関が行う第二種負担金の徴収については、可能な限り電話のユニバーサルサービス制度と同様の運用とされることが望ましいと考えます。</p>	

・その他

意見	考え方	本文の修正の有無
<p>○ 本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？ 【個人B】</p> <p>○ 『「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）に対する意見募集』の『意見提出が30日未満の場合その理由』の欄を記入していただくと助かります。 よろしく申し上げます。 【個人C】</p>	<p>○ 「行政手続法」（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する「命令等」については、30日以上の意見募集期間が必要とされていますが、本件は、それに該当するものではなく、任意の意見募集として実施したものです。</p>	<p>無</p>
<p>○ 受付締切日時の「2023年1月16日0時0分」は「2023年1月17日0時0分」の誤記ではないのか。意見公募要領の2の6行目に「16日（月）までの間、意見を募集」と規定されているのだから。 【個人B】</p>	<p>○ 「1月16日23時59分」が正しい受付締切日時ですので、修正しました。</p>	<p>無</p>
<p><<意見>> （答申（案）p. 3中の注釈2について、）文が途中で途切れているので、文尾まで記載して下さい。 <<理由>> 文が完結していないと、文全体の意味が全く掴めないため、です。 よろしく、お願いします。 【個人C】</p>	<p>○ 答申（案）脚注2は、3頁及び4頁にまたがって記載されています。</p>	<p>無</p>
<p><<意見>> 5Gを照射する時間帯や時間に一定の制限を加えた方が良いです。 また、照射する前に、対象のエリアの方々に、照射する時間や時間、照射する理由、住民へのメリットと、デメリットを説明してあげてほしい。 <<理由>> 5G（ミリ波）は、軍事兵器として開発されたものなので、健康被害が発生する事が相定されます。 事前に説明があれば、理由がわからず泣き寝入りする必要が無いからです。</p>	<p>○ 本答申（案）は、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」についての審議結果を取りまとめたものです。 ○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	本文の 修正の 有無
<p>事前に説明無く照射しているなら、人権侵害です。 よろしく、お願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>		
<p><<意見>> 天下りは、ダメだと思います。</p> <p><<理由>> とても頭のいい国家公務員が退庁する先が現在は、天下りですが、企業側も欲しい優秀な人材のはずなので、事前に退庁予定者を公表して、野球のドラフト会議みたいなの実施する方が企業側にも公正だと思いました、から、です。 よろしく、お願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>		